

令和 7 年 4 月 11 日
浜松市人事委員会

第Ⅱ類行政職員（対象：短大・大学等） 臨床検査技師＜佐久間病院勤務＞

【受験申込】郵便で随時受付

【試験期日】受験申込受付後に決定してお知らせします。

【採用日】合格者の意向を確認のうえ、任命権者が決定します。

受験資格

- ・臨床検査技師の免許を有する人または取得見込みの人
- ・平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた人

※予定人数が採用できた時点で募集を終了する場合がありますので、申し込みをされる前に浜松市人事委員会事務局（053-457-2201）までお問い合わせください。

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分	採用 予定人数	主な職務内容
臨床検査技師 (佐久間病院勤務)	若干名	佐久間病院における臨床検査技師の業務

勤務地 浜松市国民健康保険 佐久間病院

“ここ”での健康で生きがいある暮らしを支え、
いきいき長寿の郷を実現するため、
生活者の視点に立つあたたかな医療を行います。



佐久間病院は地域医療に積極的に取り組む天竜区に位置する市立病院です。
充実した設備と環境の中で、臨床検査技師として、公務員として安心して働くことができます。

所在地：浜松市天竜区佐久間町中部 18-5（JR 飯田線 中部天竜駅下車徒歩 10 分）
診療科目：内科、小児科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、精神科、消化器内科
診療規模：病床数 40 床、1 日平均患者数 外来 85 人・入院 27 人
職員住宅：1K タイプ（バス・トイレ・キッチン付き）※空き状況等はお問い合わせください

※ 病院見学も承っております。佐久間病院（053-965-0054）までお問い合わせください。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たすことが必要です。

（１） 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人（採用日までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（採用日までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（採用日までに取得見込みの人を含む。）

（２） 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 禁錮（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）施行以降は「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

（３） 平成 7 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、臨床検査技師の免許を有する人または令和 8 年 3 月までに 行われる国家試験により取得見込の人

※ 免許取得見込みで受験した人で、当該免許を取得できなかった場合は採用されません。

3 試験日程

試験日 ・ 試験会場	受験申込受付後に決定し、お知らせします。 (受付後に人事委員会事務局から確認の連絡をします。)
試験当日の 提出書類	○宣誓書・自己紹介書 ※用紙は受験票と一緒に送付します。 ○最終学歴の卒業（または卒業見込）証明書 ○臨床検査技師の免許の写し（取得済の人）
試験結果の発表	可否に関わらず受験者全員にお知らせします。 不合格となった人には個人の成績および結果をお知らせします。 発表日・発表方法は試験当日にお知らせします。

※ 提出書類は、受験資格の有無や記載された事項について確認するほか、試験の参考資料とします。

※ 受験申込受付後、試験日・試験会場を別途通知します。

4 試験の内容・配点

試験科目	内容	配点
適性検査 (基礎能力検査)	言語的理解、論理的思考、数量的処理など公務の遂行に必要な基礎能力について、SPI3 による検査を行います。	100 点
適性検査 (性格検査)	職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。	—
面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。	400 点
小論文	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。	100 点

5 受験申込手続き

提出書類	①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形 3 号封筒に、あて先を記入し、110 円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目 12 番 7 号）
書類の提出	随時受け付けています。 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 簡易書留郵便 」を利用してください。 ・受付後、確認のため電話により連絡します。
受験票等の 発送	試験実施日・会場を決定後、受験票と提出書類の用紙等を郵送します。 必要事項を記入して作成し、試験当日に持参してください。

【簡易書留郵便の利用について】

「お問い合わせ番号」を必ず控えてください。

簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。

【受験願書記入上の注意】

年齢	・記入日現在の年齢を記入してください。	☐
現住所および 休暇中の連絡先	・ 番地、マンションやアパートの部屋番号までもれなく記入してください。 ・現住所を記入してください。 ・休暇中の連絡先は、現住所とは別の送付先を希望する人のみ記入してください（この場合、人事委員会事務局からの連絡は全て「休暇中の連絡先」あてに行きます）。	☐
電話	・昼間連絡可能な電話番号を記入してください。	☐
メールアドレス	・浜松市人事委員会（jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp）からのメールが受信できるメールアドレスを記入してください。	☐
学歴	・中学校は卒業年月のみ記入してください。 ・専門学校は「その他」に記入してください。	☐
職歴	・在学中のアルバイトは記入しないでください。 ・新しいものから順に記載してください。 ・現在在職中の場合は、期間の終了欄の年月を二重線で消し、余白に「在職中」と記入してください。	☐
受験資格に 必要な免許	・受験資格に定める免許の取得日を記入してください。	☐
その他の 免許・資格	・自動車運転免許やその他の取得した免許・資格を記入してください。	☐
身体の障がい等で、 受験上配慮して もらいたいこと	・試験会場等で配慮が必要な場合があれば記入してください。	☐
備考	・記入しないでください。	☐

6 合格から採用まで

- （１）合格発表以降、欠員の状況と合格者の意向を確認のうえ任命権者（市長）が採用日を決定します。
- （２）最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から 1 年間です。
- （３）登載期間中に受験資格に定める免許の取得を確認できなかった人や、受験資格がない場合、受験申込書の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。

7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。(以下、令和7年4月1日現在のもの。)

(1) 初任給

職 種	区 分		初任給月額
臨床検査技師 (佐久間病院勤務)	新規 学卒者	短大3卒	約 230,000 円
		大学卒	約 236,000 円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

このほか勤務の状況等に応じて諸手当が支給されます。

卒業後の経歴や免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当 (ボーナス)

給料 (本給)、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.6カ月分が支給されます。

(採用初年度は採用される月によって異なります。)

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

(4) 勤務日・勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。

(5) 勤務場所

浜松市国民健康保険 佐久間病院 (浜松市天竜区佐久間町中部 18-5)

(6) 休暇等

年次休暇 (年間 20 日付与、未使用分は 20 日を限度に翌年に繰越できます。) のほかに、特別休暇 (結婚、出産、忌引、夏季休暇等)、病氣療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

(7) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。勤務場所での喫煙はできません。

8 注意事項等

- (1) 採用試験の受験にあたり、受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合、試験中の不正行為および採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず失格とすることがあります。
- (2) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (3) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (4) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。
- (5) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、下記の①および②以外の職に就くことになります。
①公権力の行使に当たる業務 (市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)
②公の意思の形成に参画する職 (行政の企画、立案、決定等に関与する職)
- (6) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

●問い合わせ先



浜松市人事委員会事務局

〒430-0829 浜松市中央区三ノ宮 1-3-7 浜松市地域情報センター5階

TEL. 053-457-2201

FAX.053-457-2089